

## 公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者及び久留米市教育委員会教育長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 会計室

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務 監査	<p>財務事務の執行に関して会計室が内部統制機能を発揮するためには、各部局等のチェック機能が、有効に機能することが条件となるものと思われる。</p> <p>新地方公会計制度の運用も考慮し、各部局等の総務等に対しては、会計室からの指導や支援により、統制事務の分担や連携において、互いの技能や能力が一層向上するよう取り組まれない。</p>	<p>各部局等におけるチェック機能が、有効に機能することに繋がるよう、従来の財務事務研修の他、歳出伝票の返却率調査と、その分析結果に基いた財務事務研修等を行っています。</p> <p>近年、決算審査での指摘事項が多い歳入事務処理については、会計管理者の権限として法律に規定されている事務と異なり、市長の権限に属する事務であるため、適正な事務処理のためには、各担当課での十分な理解が不可欠です。そこで、会計室で可能な新たな支援策として、平成29年度より以下の取組みを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手書き納付書の簡単チェックの実施および誤り件数等の公表による注意喚起</li> <li>2. 誤りやすい項目等をわかり易く解説した「会計通信」の発行による情報発信</li> </ol> <p>今後も、歳入、歳出事務ともに、年度末、出納整理期間等、事務処理に誤りが起こりやすい時期に合わせ、タイムリーな情報を発信し、また、継続的な財務指導、各部局等の総務等との連携を行い、職員の財務事務に関する技能、能力の向上に繋がる取組に努めます。</p>